雇用保険法施行規則及び建設労働者の 雇用の改善等に関する法律施行規則の 一部を改正する省令案概要

雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一 部を改正する省令案について【概要】

1. 概要

- 「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」(令和2年12月8日閣議決定)を受けて、雇用保険法(昭和49年法律第116号)及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)に基づく各種助成金等について、制度の見直しや新設を行うもの。対象となるのは以下の助成金等であり、内容の詳細は別紙のとおり。
 - Ⅰ. 雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)の一部改正関係
 - 1. トライアル雇用助成金
 - 2. 産業雇用安定助成金
 - 3. 就職・転職支援のための大学リカレント教育推進事業
 - Ⅱ. 建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則(昭和 51 年労働省令第 29 号)の一部改正関係

若年・女性建設労働者トライアルコース助成金

○ その他所要の規定の整備を行う。

2. 根拠法令

雇用保険法第62条第1項第1号及び第6号並びに第2項並びに第63条第2項 建設労働者の雇用の改善等に関する法律第9条及び第47条

3. 施行期日等

公布日 令和3年1月下旬(予定) 施行期日 公布日

I. 雇用保険法施行規則の一部改正関係

1. トライアル雇用助成金

トライアル雇用助成金 (新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース助成金) の新設

【新設】

当分の間、常用雇用(所定労働時間が週30時間以上)又は常用雇用(短時間労働) (所定労働時間が週20時間以上30時間未満)へ移行することを目的に試行雇用する事業主に対し、トライアル雇用助成金(新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース助成金)を支給するものとする。

① 対象

令和2年1月24日以降に新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた者であって、離職期間が3か月を超え、かつ、就労経験のない職業に就くことを希望する者

② 助成額

対象者一人当たり 4 万円/月(最大 3 か月)(所定労働時間が週 30 時間以上) 対象者一人当たり 2.5 万円/月(最大 3 か月)(所定労働時間が週 20 時間以上 30 時間 未満)

2. 産業雇用安定助成金

産業雇用安定助成金の新設

【新設】

新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされ、労働者の雇用を出向により維持するため、労働者を送り出す事業主及び当該労働者を受け入れる事業主に対して、一定期間の助成を行うものとする。

【具体的な内容】

① 労働者(雇用保険被保険者)を出向により送り出す事業主及び当該労働者を受け入れる事業主に対して、賃金、教育訓練、労務管理に関する調整経費等、出向中に要する経費の一部を助成する。

	中小企業	中小企業以外
出向元が労働者の解雇	9/10	3/4
等を行っていない場合		
出向元が労働者の解雇	4 / 5	2/3
等を行っている場合		
上限額	12,000 円/日	

② 労働者(雇用保険被保険者)を出向により送り出す事業主及び当該労働者を受け入れる事業主に対して、就業規則や出向契約書の整備費用、出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先が出向者を受け入れるために用意する機器や備品等、出向に要する初期費用を助成する。

	出向元事業主	出向先事業主
助成額	各 10 万円/1 人(定額)	
加算額(※)	各 5 万円/ 1	人 (定額)

(※) 出向元事業主:事業活動の縮小規模が一定の基準を上回る事業主であること。

出向先事業主:出向労働者を異業種から受け入れた事業主であること。

3. 就職・転職支援のための大学リカレント教育推進事業

就職・転職支援のための大学リカレント教育推進事業の創設【改正の概要】

新型コロナウイルス感染症の影響により離職した求職者の再就職を支援するため、令和2年1月24日以後に離職した求職者に対して、再就職を容易にするために必要な知識及び技能の習得に資すると認められる講習を学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学又は高等専門学校に委託して実施する事業を、雇用保険法第63条第1項第3号に掲げる事業として実施する。それにより、当該講習を受講する求職者は、職業訓練受講給付金の支給対象となり得る。(令和4年3月31日までの時限措置)

【現行制度の概要】

求職者が、以下の訓練等を受講した場合に、月額10万円を支給

- ① 求職者支援訓練
- ② 公共職業訓練
- ③ 就職氷河期世代活躍支援プランにおける「民間事業者のノウハウを活かした不安 定就労者の就職支援」及び「短期間で取得でき安定就労に有効な資格等の取得支 援」において実施される教育訓練、職場実習等

Ⅱ. 建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正関係

若年・女性建設労働者トライアルコース助成金

若年・女性建設労働者トライアルコース助成金の見直し

【現行制度の概要】

職業経験の不足等から就職に不安のある若年者(35歳未満)や女性を建設労働者として試行的に雇入れ、トライアル雇用助成金(一般・障害者トライアルコース助成金)の

支給を受けた中小建設事業主に対して、対象者一人あたり4万円/月(最大3ヶ月)を上乗せ助成する。

【改正の概要】

現行制度に加え、当分の間、トライアル雇用助成金 (新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース助成金)の支給対象事業主に対しても、以下のとおり上乗せ助成をする。

① 対象

新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた者(※)を建設労働者として試行的に雇入れ、新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース助成金の支給を受けた中小建設事業主

※令和2年1月24日以降に離職した者であって、離職期間が3か月を超え、就労経験のない職業に就くことを希望する若年者等。

② 上乗せ助成額

対象者一人当たり 4 万円/月(最大 3 か月)(所定労働時間が週 30 時間以上) 対象者一人当たり 2.5 万円/月(最大 3 か月)(所定労働時間が週 20 時間以上 30 時間未満)

コロナによる離職者を試行雇用する事業主への助成

■ 概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により離職を余儀なくされた者であって、離職期間が3か月を超え、**就労経験のない職業に就くことを希望する者**の早期再就職支援を図るため、一定期間(原則3か月)試行雇用する事業主に対して、**試行雇用期間中の賃金の一部を助成**する。

⇒ 労働者が新たな職業に対応できるようになるまでの間の事業主の負担を軽減し、 異なる分野への円滑な移動を支援。

■ 助成内容等

対象労働者	本人の希望	所定労働時間	支給額
令和2年1月24日 (※) 以降に離職した 者であって、離職期間が3か月を超え、 就労経験のない職業に就くことを希望す	常用雇用	週30H以上	月額4万円
3 1 1 1 1 1 1 1 1 1	短時間労働	週20H以上 ~30H未満	月額2.5万円

■ 助成のイメージ

トライアル雇用開始

本雇用契約 締結

トライアル雇用 有期雇用契約(原則3カ月) 期間の定めのない雇用(常用または短時間)

賃金の一部を助成

<参考:現行のトライアル雇用助成金(一般トライアルコース)>

- ○職業経験の不足などから、安定した職業に就くことが困難な求職者※について、**常用雇用への移行を目的**に、 一定期間(原則3か月)試行雇用する事業主に対して、月額4万円助成。(30時間未満は助成対象としない)
 - ※2年以内に2回以上離転職を繰り返している者、離職している期間が1年超の者、育児等で離職し安定した職業に就いていない期間が1年超の者、フリーターやニート等で55歳未満の者、特別の配慮を要する者(生活保護受給者等)

建設事業主等に対する助成金の概要

R 3 予定額 6.089.259千円 (R2予算額 6.177.572千円)

トライアル雇用助成金

◆ 若年・女性建設労働者トライアルコース

○職業経験の不足などから就職に不安のある若年者(35歳未満)や女性を対象として、試行雇用を行っ た場合に支給されるトライアル雇用助成金(一般・障害者トライアルコース等)に上乗せ助成

- 【助成額】 ① 一般トライアルコース及び障害者トライアルコース
 - → 対象者一人あたり4万円/月(最大3ヶ月))
 - ② コロナによる離職者を試行雇用する事業主への助成(※)
 - → 対象者一人あたり4万円/月(最大3ヶ月)
 - → 対象者一人あたり2.5万円月(最大3ヶ月) (调20~30時間未満の場合)
 - ※令和2年1月24日以降に離職した者であって、離職期間が3か月を超え、就労経験のない 職業に就くことを希望する者

人材開発支援助成金

◆ 建設労働者認定訓練コース

- 〇能開法による認定職業訓練または指導員訓練のうち、建設関連の訓練を実施した場合に助成 【助成率·額】
 - ①経費助成 補助対象経費の 16.7%
 - ②賃金助成 3.800円/人日
 - ③生産性向上助成 ②の場合 1.000円/人日

◆ 建設労働者技能実習コース

〇若年者等の育成と熟練技能の維持・向上を図るため、キャリアに応じた技能実習を実施し た場合に助成

- への安衛法による教習、技能講習、特別教育 ○能開法による技能検定試験のための事前講習 ○教育訓練給付金の支給対象となっている建設業法で定める技術 検定に関する講習(「通学制」、「eラーニング方式も含む通信制」)など

【助成率·額】

- 1 中小建設事業主(※支給対象: 男性·女性労働者)
- (1) 労働者数20人以下
 - ① 経費助成 75%
 - ②賃金助成 8.550円/人日 < 9.405円/人日 >
 - ③生産性向上助成 ①の場合 15%、②の場合 2,000円/人日
- (2) 労働者数21人以上
 - ①経費助成 35歳未満 70% 35歳以上 45%
 - ②賃金助成 7.600円/人日 < 8.360円/人日 >
 - ③生産性向上助成 ①の場合 35歳未満 15% 35歳以上 15%

②の場合 1.750円/人日

- 2 中小以外の建設事業主(※支給対象:女性労働者)
 - ①経費助成 60%
 - ②生産性向上助成 ①の場合 15%

など

人材確保等支援助成金

◆ 雇用管理制度助成コース (建設分野)

○就業規則や労働協約の変更により雇用管理改善につながる制度(①評価・処遇制度、②研修制 度、③健康づくり制度、④メンター制度)を新たに導入し、目標を達成した場合に助成

【助成額】※人材確保等支援助成金のうち雇用管理制度助成コースに上乗せで助成

(1) 定着改善: 計画終了後1年間の離職率改善目標達成

⇒ 57万円

(2) 入職改善:計画終了後1年間の若年者・女性の入職率が目標を達成

⇒ (1)に加え、57万円

(3)入職改善:計画終了後3年間の若年者・女性の入職率が目標を達成

⇒ (1)(2)に加え、85.5万円

雇用管理制度助成 コース

本コースの 上乗せ助成

〇就業規則や労働協約の変更により建設キャリアアップシステムにおけるレベル4相当に該当す る者の賃金テーブルを年間2%以上かつ5万円以上(資格手当の増額改定の場合は賃金テーブ ル引上げ同等額以上)引き上げ、実際に適用した場合に助成

【助成額】年10万円以上の処遇向上 → 66.500円/人年(最大3年間) 【助成額】年5万円以上の処遇向上 → 33,200円/人年(最大3年間)

◆ 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(建設分野)

〇魅力ある職場づくりにつながる取組や広域的な職業訓練の推進活動を実施した場合に助成

【対象となる取組例】

現場見学会、体験実習、インターンシップ等の建設業の魅力を伝える取組 など

【助成率】 経費助成 中小建設事業主 60% 中小建設事業主以外 45% など

◆ 作業員宿舎等設置助成コース (建設分野)

〇作業員宿舎等の確保(被災三県のみ)や、建設現場の女性専用トイレ・更衣室を整備した場 合に助成

【助成率】経費助成 60% など

- ※ 人材開発支援助成金(建設労働者認定訓練コース、建設技能者技能実習コース)については、 令和元年度から生産性要件の適用を成果主義へ変更(生産性向上助成:3年後に支給)。
- ※ 人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)の賃金助成<>括弧内は、建設キャリア アップシステム技能者情報登録者の場合(令和3年度まで延長)。
- ※ 人材確保等支援助成金の【助成額】【助成率】は、生産性要件を満たさなかった場合の金 額・率。 生産性要件を達成した場合は、上乗せして支給。

産業雇用安定助成金(仮称)の創設

■ 概要

コロナ禍において事業活動の一時的な縮小を余儀なくされ、労働者の雇用を在籍型出向により維持するため、労働者を送り出す事業主及び当該労働者を受け入れる事業主に対して、一定期間の助成を行う。

■ 助成内容等

対象労働者に係る次の経費について、出向元事業主と出向先事業主とが共同事業主として支給申請を行い、当該申請に基づきそれぞれの事業主へ支給する(申請手続きは出向元事業主が行う。)。

〇 出向運営経費

労働者(雇用保険被保険者)を在籍型出向により送り出す事業主及び当該労働者を受け入れる事業主に対して、 賃金、教育訓練及び労務管理に関する調整経費等、出向中に要する経費の一部を助成する。

東並、教育師MXCの場合性に関する副正性負令、田門中に安する性負の、即で助成する。 				
	中小企業	中小企業以外		
出向元が労働者の解雇等を行っていない場合	9/10	3/4		
出向元が労働者の解雇等を行っている場合	4/5	2/3		
上限額	12,000円/日			

〇 出向初期経費

労働者(雇用保険被保険者)を在籍型出向により送り出す事業主及び当該労働者を受け入れる事業主に対して、 就業規則や出向契約書の整備費用、出向に際して出向元であらかじめ行う教育訓練及び出向先が出向者を受け入れる ために用意する機器や備品等、出向に要する初期経費を助成する。

	出向元事業主	出向先事業主
助成額	各10万円/1人当たり(定額)	
加算額(※)	各5万円/1人当たり(定額)	

(※)出向元事業主(雇用過剰業種の企業や生産性指標要件が一定程度悪化した企業からの送り出し)または出向先事業主(異業種からの受入れ)がそれぞれ一定の要件を満たす場合に助成額の加算を行う。

就職・転職支援のための大学リカレント教育推進事業

令和2年度第3次補正予算額(案) 13億円



(文部科学省所管)

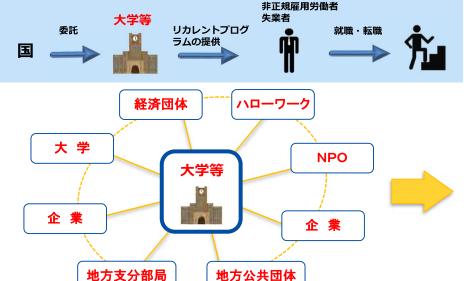
背景·必要性

現在、我が国における非正規の職員・従業員は2,064万人、失業者は224万人(今和2年7~9月期平均、総務省労働力調査)であり、また、新型コロナウイルス感染症の影響による解雇等見込み労働者数は70,242人(今和2年2月4日~11月6日の累積値、厚生労働省調べ)となっている。新型コロナウイルス感染症の影響により、雇用構造の転換が進展する中で、新たな能力を身に付け、自己のキャリアアップに繋げるために非正規雇用労働者・失業者への支援が必要。

事業内容

非正規雇用労働者・失業者、希望する就職ができていない若者等の支援として、全国の大学等を中心とした連携体制において、即効性があり、かつ質の高いリカレントプログラムの発掘・開発を行い、オンラインと対面を組み合わせ集中的に提供する体制を整えることにより、全国のリカレント教育のニーズに応え、円滑な就職・転職を促す。

選定件数·単価 : 25箇所 × 約5,000万円

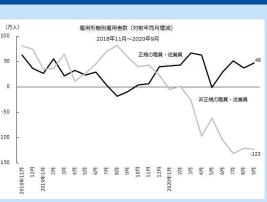


大学等を中心に連携し、プログラムを開発・実施

解雇等見込み労働者数



雇用形態別雇用者数



新型コロナウイルス感染症関連情報:新型コロナが雇用・就業・失業に与える影響(独立行政法人労働政策研究・研修機構ウェブサイトより)

具体的な取組

実施大学等(国公私立大学・短大、高専)が他大学、地方公共団体、企業、経済 団体等と連携し、企業や地域の実情に応じたリカレントプログラムを開発・実施するとともに、 オンライン授業等に必要な環境を整備する。また、ハローワーク等と連携し、受講者の就職・ 転職支援を行う。

<プログラムイメージ>

情報技術、介護・看護、農林水産業、経営、会計、マーケティング、法務、知的財産、起業・事業承継 等